

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年浜松市条例第160号）の一部を次のように改正する。

別表第2 浜北新都市地区整備計画区域の項中「別表第2（い）項第4号に」を「別表第2（い）項第4号（公民館及び地区集会所を除く。）に」に、「高さが2.3メートル」を「軒の高さが2.3メートル」に、「別表第2（い）項第4号及び第5号」を「別表第2（い）項第4号（公民館及び地区集会所を除く。）及び第5号」に改め、同表西美蘭西地区整備計画区域の項中「高さが2.3メートル」を「軒の高さが2.3メートル」に改め、同表中瀬南部地区整備計画区域の項A幹線道路沿道地区(1)の項中

「(1) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

(2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

(3) ホテル又は旅館

(4) 自動車教習所

(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

(6) 次に掲げる共同住宅及び長屋

ア 一戸当たりの住居の用に供する部分の床面積が30平方メートル未満のもの

イ 駐車場台数が全戸数未満のもの

(7) 倉庫（ただし、主たる建築物に附属するものを除く。）

(8) 工場（ただし、食品、日用品若しくは自動車用品の販売を主たる目的とする店舗又はサービス業を営む店舗に附属する作業場及び原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が300平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。）

(9) 危険物（石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）

- 「(1) 法別表第2 (に) 項第3号、第4号及び第5号に規定するもの
- (2) 法別表第2 (ほ) 項第2号に規定するもの
- (3) 法別表第2 (へ) 項第3号に規定するもの
- (4) 次に掲げる共同住宅及び長屋（ただし、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の規定による登録を受けたものを除く。）
- ア 一戸当たりの居住の用に供する部分の床面積が30平方メートル未満のもの
- イ 駐車場台数が全戸数未満のもの
- (5) 倉庫（ただし、主たる建築物に附属するものを除く。）
- (6) 工場（ただし、食品、日用品若しくは自動車用品の販売を主たる目的とする店舗又はサービス業を営む店舗に附属する作業場及び原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が300平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。）
- (7) 危険物（石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）」

改め、同表中瀬南部地区整備計画区域の項B幹線道路沿道地区(2)の項中

- 「(1) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- (3) ホテル又は旅館
- (4) 自動車教習所
- (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (6) 次に掲げる共同住宅及び長屋
- ア 一戸当たりの住居の用に供する部分の床面積が30平方メートル未満のもの
- イ 駐車場台数が全戸数未満のもの
- (7) 倉庫（ただし、主たる建築物に附属するものを除く。）
- (8) 工場（ただし、食品、日用品若しくは自動車用品の販売を主たる目的とする店舗又はサービス業を営む店舗に附属する作業場及び原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。）
- (9) 危険物（石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）」

- 「(1) 法別表第2 (に) 項第3号、第4号及び第5号に規定するもの
(2) 法別表第2 (ほ) 項第2号に規定するもの
(3) 法別表第2 (へ) 項第3号に規定するもの
(4) 次に掲げる共同住宅及び長屋（ただし、高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定による登録を受けたものを除く。）
ア 一戸当たりの居住の用に供する部分の床面積が30平方メートル未満のもの
イ 駐車場台数が全戸数未満のもの
(5) 倉庫（ただし、主たる建築物に附属するものを除く。）
(6) 工場（ただし、食品、日用品若しくは自動車用品の販売を主たる目的とする店舗又はサービス業を営む店舗に附属する作業場及び原動機を使用する工場
で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えない自動車修理工場を
除く。）
(7) 危険物（石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属する
ものを除く。）」

改め、同表中瀬南部地区整備計画区域の項C一般住宅地区の項中「共同住宅及び長屋」を
「共同住宅及び長屋（ただし、高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定による登録を
受けたものを除く。）」に、「住居の」を「居住の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日後最初の浜北新都市地区整備計画区域、西美蘭西地区整備計画区
域及び中瀬南部地区整備計画区域に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第21
条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更の告示があつ
た日から施行する。

